

総合共済事業規則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 この規則は、定款第4条第5号の規定に基づき、総合共済事業の実施に必要な事項を定める。

(事 業)

第2条 この規則による共済事業は、一般財団法人広島県勤労者福祉推進協会（以下「この法人」という。）が、共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済期間内に生じた次に掲げる給付事由の発生に対し、共済金を支払うことを約する総合共済事業をいう。

- (1) 被共済者の死亡
- (2) 被共済者の配偶者の死亡
- (3) 被共済者の子の死亡
- (4) 被共済者及び配偶者の親の死亡
- (5) 被共済者が労働基準法、労働者災害補償保険法の定める障害等級1級から3級までに該当したとき
- (6) 被共済者の傷病による14日以上 の休業
- (7) 被共済者の結婚
- (8) 被共済者の子の出生
- (9) 被共済者の子の小学校入学
- (10) 前年4月2日から当年4月1日の間に満20歳となる被共済者
- (11) 被共済者の結婚満25年到達
- (12) 被共済者の共済加入3年以上での退職、脱退

(契約内容の提示)

第3条 この法人は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対して、第1章から第3章までに規定する事項のうち共済契約の内容となるべきものをあらかじめ正確に提示しなければならない。

第2章 共 済 契 約

第1節 共済契約の成立及び共済掛金の払込方法等

(共済契約者の範囲)

第4条 この規則において共済契約者とは、原則広島県内の勤労者が組織する団体（以下「団体」という。）で第6条（共済契約の締結）に定める共済契約の手続きを経た者をいう。

(被共済者の範囲)

第5条 この規則において被共済者とは、団体が一括して共済契約の対象とした個人をいう。

(共済契約の締結)

第6条 共済契約者が共済契約の申込みをしようとするときは、被共済者ごとに「総合共済申告書」に被共済者となる者の必要事項を記載し、共済掛金に相当する金額を添えて、本部又は支所に提出しなければならない。

- 2 前項の申込み手続きを完了したときは、「総合共済加入に関する協定書」を二部作成して締

結し、各々が一部保管する。

- 3 前2項の手続きにより、共済契約の締結後、共済期間の途中で被共済者を追加加入する場合は、書面によりこの法人に通知するものとする。

(共済期間)

第7条 共済期間は、共済契約の効力の生じた日から1年間とする。ただし、共済契約者又はこの法人が、共済期間満了の日の14日前までに、契約を継続しない旨を通知しない限り、共済契約は更新して継続されるものとする。なお、更新後の契約内容は更新時に適用される総合共済事業規則に従うものとする。

(共済契約の効力の発生)

第8条 前条による共済契約の効力は、約定日の午後4時から発生する。

(共済掛金額)

第9条 共済契約1口についての共済掛金の額は、被共済者1人当り月額100円とする。

(加入口数)

第10条 共済契約の加入口数は、その契約団体における被共済者が統一して加入し、最高3口まで加入できる。

(共済金額の払込方法)

第11条 共済契約者は、毎月の権利取得日（第7条に定める共済契約の効力の生じた日から1カ月ごと経過する日をいう。以下同じ。）から5日以内に共済掛金の月額を本部又は支所に払込むものとする。

- 2 共済掛金が毎月の権利取得日から5日以内に払込まれないときは、共済契約の効力を失う
- 3 共済掛金は、全納することができる。ただし、全納しても掛金は割引かないものとする。

(共済契約の変更通知)

第12条 共済契約者は、被共済者の申告事項に変更が生じたときは、変更発生日より30日以内に「変更申告書」をもって本部又は支所に通知しなければならない。

第2節 共済契約の無効、解除及び解約

(共済契約の無効)

第13条 共済契約が締結されたとき、すでに死亡していた個人は、被共済者とはなり得ない。

(共済契約の解除)

第14条 共済契約者又は被共済者が、共済契約締結のとき、故意又は重大な過失により「総合共済申告書」の記載事項で、この法人に関係のある重要な事実を告げず又は当該事項について不実のことを告げたときには、当該共済契約者との間に締結した共済契約を、将来に向かって解除することができる。

- 2 前項により共済契約を解除したときは、その解除が共済事由発生の後になされたものであっても、共済金を給付する責に任せず、すでに共済金を給付していたときは、その返還を請求することができる。ただし、共済事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを共済契約者が証明したときは、この限りでない。
- 3 契約した団体が解散又は消滅したときは、この法人は共済契約を解除できるものとする。

(詐欺行為による共済契約の解除)

第15条 この法人は、共済契約の申込み、共済金の給付請求及び共済金の受領等において共済契約者又は被共済者が詐欺行為をしたときは、共済契約の全部又は当該被共済者にかかる共済契約は、約定日にさかのぼって解除することができるものとする。

2 前項の場合において、払込まれた共済掛金は払戻さないものとし、すでにこの法人が支払っている共済金がある場合においては、返還を請求できるものとする。

(共済契約の解約)

第16条 共済契約者より解約の通知があったときは、当該共済契約者との間に締結した共済契約を解除する。

2 前項による通知は、解約日を記載した書面をもって行い、解約は、解約日の午後4時とする。

(被共済者の解約)

第17条 共済契約者は、被共済者がその団体を脱退したことにより、被共済者を解約する場合は、書面をもって約定日までこの法人に通知するものとする。

(共済契約の解除及び解約の場合の共済掛金の払戻し)

第18条 この法人は、共済契約者が第11条第3項の規定により共済掛金を前納し、第14条から第16条までの規定により、解除又は解約した場合は、解除又は解約の日の翌日から起算した未経過共済期間の月数分（1カ月未満の端数は切り捨てるものとする。）の共済掛金は、払戻すものとする。

第3節 共済金及び共済金の給付

(共済金)

第19条 被共済者に共済事由が生じたときには、この法人が給付する1口当たりの共済金の種類及び額は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、給付額の合計は一支払事由につき10万円を超えないものとする。

(1) 死亡弔慰金

① 被共済者が死亡したとき 30,000円

② 被共済者の配偶者が死亡したとき 20,000円

ただし、被共済者の配偶者とは、戸籍上の婚姻関係にある者であつて、内縁関係や同棲のみの場合は除くものとする。

③ 被共済者の子が死亡したとき 15,000円

ただし、被共済者の子とは戸籍上の親子関係にある者とし、生後14日以内に死亡した子及び妊娠4か月以上の死産の場合の子を含む。出生届出前の子が死亡した場合又は死産の場合には、母子手帳又は医師の証明がある者とする。

④ 被共済者及び配偶者の親が死亡したとき 5,000円

ただし、親とは、実父母、義父母、養父母、継父母をいい、給付は4回を限度とする。

親の死亡に対する給付限度の4回とは、この共済に被共済者として初めて登録された期日以降の履歴において、実父母、義父母、養父母又は継父母のいずれかの死亡による給付が4回までとすることを言う。

(2) 見舞金

① 障害見舞金 30,000円

被共済者が、労働基準法施行規則第40条の障害等級1級から3級までに該当する障害を受けたときに給付する。ただし、被共済者が労働基準法、労働者災害補償保険法に定める障害等級1級から3級までに該当したときとする。

なお、事故原因が業務上であったかどうかは問わない。

② 傷病見舞金

被共済者が傷病により一定日数以上連続して休業したとき

見舞金	休業	14日以上	4,000円
	休業	30日以上	6,000円
	休業	60日以上	8,000円
	休業	90日以上	10,000円
	休業	120日以上	15,000円
	休業	150日以上	25,000円
	休業	180日以上	30,000円

給付は、出勤時に行う。ただし、休業日数が180日を超える場合はこの限りでない。

ア 傷病により連続して休業したときの休業日数は、その間の休日及び国民の祝祭日は算定日数に含むものとする。

イ 被共済者が、連続して休業中に死亡したときは、一定日数以上の休業であっても傷病見舞金は給付せず、死亡弔慰金のみを給付する。

ただし、休業日数が180日を超え、その後も休業のまま被共済者が死亡した場合は、傷病見舞金と死亡弔慰金の併給とする。

ウ 被共済者が連続して休業中に退職したときは、一定日数以上の休業があっても傷病見舞金は給付せず、要件を満たしていれば退職者餞別金のみを給付する。ただし、休業日数が180日を超え、その後も休業のまま被共済者が退職した場合は、傷病見舞金と、要件を満たしていれば退職者餞別金の併給とする。

エ 前①の障害見舞金の給付を受けた者が、連続して一定日数以上休業した場合も、この傷病見舞金は給付する。

オ 被共済者となった日以前より連続して休業中であっても、共済事由の休業日数の算定は、被共済者として登録された期日より算定する。

(3) 祝金

① 結婚祝金 8,000円

被共済者が結婚したとき。ただし、初婚、再婚は問わない。

結婚祝金の事由発生日は、被共済者が役所に婚姻届出をした日又は結婚式や披露宴を行った日のいずれかとする。

② 出産祝金 3,000円

被共済者の子が生まれたとき。

ただし、死産、流産及び生後14日以内に死亡した場合は除く。

また、被共済者の子とは、被共済者と戸籍上の配偶者との間に生まれた子であって、内縁関係にある者の子の出産は対象外とする。

被共済者の子が、生後14日以内に死亡したときは、出産祝金は給付せず、死亡弔慰金を給付する。

③ 新入学祝金 2,000円

被共済者の子が小学校に入学したとき。

小学校に入学した子とは、被共済者と戸籍上で親子関係にある者とする。

- ④ 成人祝金 3,000円
前年4月2日から当年4月1日の間に満20歳となる被共済者
ただし、前年4月2日から当年4月1日の間に満20歳の誕生日を迎える者であって当年の成人の日において被共済者であること。
成人祝金の事由発生日は「成人の日」とする。
- ⑤ 銀婚祝金 5,000円
被共済者が結婚25年に達したとき。
被共済者が結婚25年に達したときとは、婚姻届出の日から満25年を迎えた日とする。
銀婚祝金の請求資格は、被共済者が結婚25年に達し、かつ、夫婦が生存している者とする。
- (4) 退職・脱退餞別金 5,000円
被共済者として加入3年以上で退職又は脱退したとき。ただし、死亡退職者は除く。
ア 被共済者として連続3年以上の加入者が、会社（勤務先）を退職した場合、又は昇進、昇格、出向等によりその団体を脱退したことにより、被共済者でなくなった場合に給付する。
イ 死亡によって退職となった場合は、退職者餞別金は給付せず、死亡弔慰金を給付する。
ウ 定年後も再雇用等され継続勤務する場合で、被共済者としてこの共済に継続加入しているときは、再雇用期間満了等完全に退職するときに給付する。ただし、定年を機に被共済者でなくなったときは給付する。

（共済金の給付請求）

第20条 共済契約者は被共済者に共済事由が発生したときは「総合共済金請求書」に次の証明書類又はこれらに類する書類（写し等）を添付して、この法人に共済金の給付請求をするものとする。

(1) 死亡弔慰金

- | | |
|-----------|---------------|
| ① 被共済者の死亡 | 所定の請求書にて認定する。 |
| ② 配偶者の死亡 | 所定の請求書にて認定する。 |
| ③ 子の死亡 | 所定の請求書にて認定する。 |
| ④ 親の死亡 | 所定の請求書にて認定する。 |

(2) 見舞金

- | | |
|---------|-----------------|
| ① 障害見舞金 | 労働基準監督署の障害等級認定書 |
| ② 傷病見舞金 | 会社休業証明書 |

(3) 祝金

- | | |
|---------|---------------|
| ① 結婚祝金 | 所定の請求書にて認定する。 |
| ② 出産祝金 | 所定の請求書にて認定する。 |
| ③ 新入学祝金 | 所定の請求書にて認定する。 |
| ④ 成人祝金 | 所定の請求書にて認定する。 |
| ⑤ 銀婚祝金 | 所定の請求書にて認定する。 |

(4) 退職・脱退餞別金 所定の請求書にて認定する。

2 被共済者が死亡したときの受給請求者については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

（共済金の給付）

第21条 共済契約者から共済金の給付請求を受けたときは、この法人は請求を受けた日から30日以

内に共済契約者に共済金を給付する。ただし、調査のため特に日時を要することを共済契約者に通知したときは、この限りでない。

(共済掛金の払込猶予期間中の共済金の給付)

第22条 第11条第1項に定める期間中に共済事由が発生し、共済金の給付請求を受けた場合、払込期日の到来した未払共済掛金が払込まれるまで共済金の給付を保留する

(共済金の不給付)

第23条 次のいずれかに該当することは、共済金を給付しない。

- (1) 給付事由の発生が、被共済者の故意又は重大な過失によること。
- (2) 虚偽の共済金の給付請求をしたとき。
- (3) 犯罪行為を伴う給付事由が発生し、共済金の給付を適当でないと認めたとき。

(共済金の給付義務免除)

第24条 共済事由が発生した日から正当な理由がなく90日以内に請求がなかったとき、共済金給付の義務を免れる。

(天災地変による事故)

第25条 戦争、暴動、その他の事変及び天災地変等による共済事由の発生に対し、共済契約に係る所定の共済金を給付することができないときは、その実施に当たって理事会の決議を経て決定する。

(報告の事故)

第26条 共済契約者は、この法人が共済契約の維持又は共済金の給付上必要な事項について報告を求めたときは、遅滞なく報告しなければならない。

第3章 異議の申し立て

(異議の申立て及び審査委員会)

第27条 共済契約及び共済金の給付に関する処置に不服があるときは、共済契約者は別に定めるこの法人の審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。

- 2 前項の異議の申立ては、この法人の処置があったことを知った日の翌日から30日以内に書面をもって行うものとする。
- 3 前項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は異議の申立てを受けた日から60日以内に審査を行い、その結果は異議申立てをした共済契約者に通知しなければならない。
- 4 前項の審査において異議の申立てをした共済契約者は、審査委員会に出席し発言することができる。

第4章 雑 則

(支払備金及び責任準備金)

第28条 毎事業年度末において、支払備金及び責任準備金を積み立てるものとする。

2 支払備金は、次の各号に掲げる金額の合計額を下らない金額を積み立てるものとする。

- (1) 共済金又は払戻金を支払うべきときにおいて、未だ支払わないものがあるときは、その金額
 - (2) 既に生じた理由によって共済金又は払戻金の支払の義務があると認めるときは、その支払をするに足りる金額
 - (3) 共済金又は払戻金の支払に関して訴訟係争中のものがあるときは、その金額
- 3 責任準備金の種類は、未経過共済掛金及び異常危険準備金とし、その額は別に定める責任準備金額算出方法書において定める方法により、算出した額とする。
- 4 異常危険準備金は、当該事業年度において支払、又は支払うべきことが確定した共済掛金の総額が当該事業年度において収入し、又は収入すべきことの確定した共済掛金の総額の2分の1を超えたときにおいて、その超えた額に相当する金額まで取り崩すことができる。

(事業の休止又は廃止)

第29条 この法人は、総合共済事業の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合には、その理由及び当該事業の休止又は廃止に伴う共済契約の処理方法について、あらかじめ共済契約者の同意を受けるものとする。

(事業の休止又は廃止の場合の共済掛金の払戻し)

第30条 この法人が共済契約を解除したとき、共済掛金を前納している場合には、共済契約の解除の日の翌日から起算して未経過期間の月数分（1カ月未満の端数は切り捨てるものとする。）の共済掛金を共済契約者に払戻すものとする。

(時 効)

第31条 共済金及び共済金払戻金の支払を請求する権利は、共済事由発生日から2年を経過したときは時効によって消滅する。

(共済契約による権利義務の継承)

第32条 共済契約者において、共済契約当時の団体の名称及び代表者に変更が生じた場合であっても、その共済契約は権利義務を変更後の者が継承するものとする。

- 2 前項の変更が発生し、又は発生することが確実な場合は、この法人に書面にて通知するものとする。

(疑 義)

第33条 この規則に疑義を生じたときは理事会の決議により決定する。

(改 廃)

第34条 この規則の変更及び廃止は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規則は、この法人の移行（設立）の登記の日（平成26年4月1日）より適用する。

改訂実施時期

一部改訂 平成28年5月26日 第2回理事会

実施 平成28年10月1日より